

建築士制度小委員会（第４回）議事次第

日時：平成１９年９月２１日（金）

１０：００～１２：００

場所：国土交通省 11 階特別会議室

１．開会

２．議事

- （１）第３回建築士制度小委員会議事要旨の確認について
- （２）講習制度に関する論点整理
- （３）建築士受験資格について（実務経験要件についての論点整理、授業科目に関する実態調査）
- （４）その他

３．閉会

<配付資料>

- 資料 １ 建築士制度小委員会（第３回）議事要旨（案）
- 資料 ２ 一級建築士試験の試験内容見直しの方向性について（中央建築士審査会中間とりまとめ）
- 資料 ３ 講習制度に関する論点整理
- 資料 ４ 建築士の定期講習について
- 資料 ５ 構造／設備設計一級建築士講習等について
- 資料 ６ 管理建築士講習について
- 資料 ７ 建築士の受験資格、実務経験要件について
- 資料 ８ 「建築士試験の受験資格に係る授業科目に関する実態調査」について

- 参考資料 １ 建築士制度小委員会委員名簿
- 参考資料 ２ 建築士制度小委員会のスケジュール
- 参考資料 ３ 社会資本整備審議会答申（抜粋）（講習関連部分）
- 参考資料 ４ 社会資本整備審議会答申（抜粋）（受験資格部分）
- 参考資料 ５ 建築士法第 14 条第 4 項に基づく学校認定における運用基準
- 参考資料 ６ 建築に関する実務の経験について

（参考配布：委員からの意見、その他の団体からの要望書等）

建築士制度小委員会（第3回）議事要旨

日 時：平成19年7月27日（金）13:30～15:30

場 所：国土交通省合同庁舎2号館共用会議室2A・2B

出席者：村上小委員長、木原委員、河野委員、久保委員、笹田委員、服部委員、藤本委員、牧村委員、町井委員、三栖委員、野城委員

〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 5名の委員より、講習制度に関し、論点整理のためのプレゼンテーションがあった。
- 国土交通省より、講習制度に関して論点整理の説明があった。
- 上記説明に関し、委員より、以下の発言があった（プレゼンテーションにおける意見も含む）。

《定期講習に関して》

- ・ 大規模な講習となることから、講習実施主体側の効率性、建築士側の過剰な負担を避けるためにも、講習は1日で行えるようにすべき。
- ・ （講習は1日で行えるようにする一方で）自己研鑽の観点から、法定団体である建築士会、建築士事務所協会等の研修や各団体独自に行っているCPD制度などを上手く組み合わせることが必要。

《構造／設備設計一級建築士講習等に関して》

- ・ 設備設計一級建築士の設計能力は建築設備士の設計製図試験と同等にすべき。
- ・ 実務経験の確認、法適合性能力の確認、設計能力の確認が必要。
- ・ 建築設備士等については、講習の一部免除も考えられるのではないか。
- ・ 構造設計と設備設計で講習の仕組みは概ね同じでよいが、能力の確認方法など一部で、構造設計と設備設計で仕組みが異なることもあり得る。
- ・ 当初の講習、定期講習ともに、実務経験の確認を重視し、できるだけ建築士の受講負担を軽減すべき。実務経験の確認が何よりも重要。

《管理建築士講習に関して》

（定期講習と同様の議論が行われた。）

《その他》

- ・ 法定講習と各団体の研修やCPDの関係は、まさに官と民の役割分担。義務付けすべき講習の内容・水準と、自己研鑽のための研修等の内容・水準は自ずから異なるものとなる。
- ・ 講習内容や審査内容等が情報公開され、講習機関の自己規律性が間接的に担保される仕組みとすることが重要。
- ・ （講習内容や審査内容等の情報公開を前提に）第三者的に講習機関に対し警鐘を鳴らす仕組みが必要。悪貨が良貨を駆逐することがないように留意する必要。
- ・ 実務経験の証明について、管理建築士が行うというだけではなく、もう少し研究すべき。
- ・ 建築界全体が社会から大きな批判を受けて、きちんとした建築士制度を再構築すべきというのがスタートライン。社会からの信頼回復が十分図られるような制度設計でなければいけない。

平成19年9月21日

中央建築士審査会

一級建築士試験の試験内容見直しの方向について（中間取りまとめ）

構造計算書偽装問題を踏まえ、建築士の資質、能力の向上等を目的とした建築士制度全体の見直しの一環として、中央建築士審査会において、一級建築士の試験内容の見直しについて、検討を進めてきました。今般、その概ねの方向性がとりまとめられましたので、これを社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会建築士制度小委員会に報告します。

今後、建築士制度小委員会等における建築士制度見直しの議論の方向性を踏まえ、平成21年度からの試験内容見直しに向け、更なる検討を進めていく予定です。

〔見直しの基本的考え方〕

- 建築設計の高度化・専門分化に留意した上で、建築設計全般に関する基本的な知識・能力等を確認するとともに、専門分化している建築設計を調整し、取りまとめていく基本的な知識・能力等についても確認できる試験内容とする。
- 建築設計の実態からみて、出題分野のバランス、出題内容を見直す。
- 現在の試験内容と比較して、受験生に過度な負担を強いることのないように留意する。
- 試験内容見直しは平成21年試験からとし、その内容は平成20年4月までに概ね確定させる。

〔見直しの方向性〕

1) 学科試験

- マネジメント、環境・設備、建築士法や職業倫理、構造全般に関する出題を増加させる等の見直しを行う。
- そのうえで、現行の学科Ⅰ（計画）について、「計画」と「環境・設備」の2つの科目に分離する。
- 具体的な科目及び科目ごとの設問数は、
 - ①計画：20問程度、②環境・設備：20問程度、③法規：30問程度、
 - ④構造：30問程度、⑤施工：25問程度とし、これまでの五枝択一方式を四枝択一方式に変更する。
- なお、試験時間は現在の合計6時間から、30分～1時間程度延長させる。

2) 設計製図試験

- 現行の設計課題における要求内容は概ね維持したうえで、周辺環境に配慮した建築計画、配置計画等を要求することとする。
- 現行の設計課題に加え、記述・図的表現等の手段により、構造設計や設備設計の基本的な能力を確認する出題を行う。
- なお、試験時間は現在の合計5時間30分から、30分～1時間程度延長させる。

講習制度に関する論点整理

[検討に際しての論点 (第1回小委員会で提示したもの)]

- 建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために、厳格な修了考査を実施するなど講習の水準を適切に確保するためには、どういった仕組みとすべきか。
 - ・ 講習時間
 - ・ 講習内容、講習教材
 - ・ 修了考査の内容、修了考査が不合格となった場合の措置
 - ・ その他講習の水準を確保するための方策
- 構造／設備設計一級建築士講習に関し、構造設計、設備設計の実務経験の基準はどうすべきか。また、管理建築士講習に関する実務経験の基準はどうすべきか。さらに、その確認方法はどうすべきか。

(注) 構造設計一級建築士等の同等認定のあり方については、講習・修了考査制度の議論がまとまった後に検討を行う予定。

1) 基本的枠組みについて

- 全ての講習は、講義と修了考査により行う。
 - ・ 建築士の定期講習
 - ・ 構造／設備設計一級建築士講習、構造／設備設計一級建築士定期講習
 - ・ 管理建築士講習

2) 講習水準の担保方策について

- 建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行う。

(参考1) 改正建築士法第10条の28

登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(参考2) 省令等に定める講習事務の実施基準の例

講義時間 (又は講習時間)、講義内容 (又は講習教材の内容)、修了考査の方式、実務経験審査の方法、修了考査に合格できなかった場合の措置

建築士の定期講習について

〔講習時間〕

- 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
- 従来行っていた建築士法第22条に基づく建築士に対する指定講習（H17年度末廃止）が5年毎に1日間の講習であったこと、今回の建築士の定期講習が3年毎の講習を予定していること、講義内容（後述）からみて、1日間の講習が妥当と考える。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①法令に関する科目として、建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等、②設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- 講義の具体的な内容を登録講習機関の裁量に委ねた場合、一部の法令改正の内容が簡略化、省略されることも懸念されることから、講義内容（項目）を告示等で規定し、講習の水準を担保する。

〔修了考査の方式〕

- 1時間程度、40～50問程度の○×方式の修了考査とする。
- 受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうかを的確に把握できるものとして、○×方式とする。
- 講義内容に応じ、バランスよく出題することを担保する。
- 講義の内容の理解度を把握することが目的であることから、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みも特に禁止しない。
- 修了考査の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行う。
- 考査問題作成の透明性・公平性を確保する観点から、こうした機関の設置を義務付ける。
- 複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用・重複使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることとする。

- アメリカの Education Testing Service によるガイドラインでは、ランダム抽出の場合に必要な問題数は、(問題を非公表とすることを前提に) 高レベルの検定試験の場合は出題数の12倍、一般の免許、証明等の場合は出題数の6～8倍とされている。これを踏まえ、例えば、出題数の10倍程度の問題ストックとする。

[修了考査に合格できなかった場合の措置]

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。
- 修了考査に合格しないということは、受講者が講義の内容を十分に理解していないということであり、再度講義を受ける必要があると考える。

[その他]

- 建築士の種別に応じた講習が実施されるが、例えば、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受講したものとみなす等、弾力的な取扱いとする。
- 複数の建築士資格を保有する場合、時期的・地域的に希望の定期講習が実施されない場合等の対応として、弾力的な取扱いを行うこととする。
- 講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとする。
- これらを公表することにより、講習水準の比較を容易にし、講習水準が適切に確保することとする。

構造／設備設計一級建築士講習等について

〔講習時間〕

○ 3日～4日程度の講習とする。

- 多岐にわたる専門知識全てを短期間の講習で修得することは困難であり、これらは本来、実務経験により修得されているはずのもの。講習時間を長期化させ、受講生の負担を増大させるよりも、むしろ、実務経験審査をしっかりと行ったうえで（実務者として基礎的なことは理解しているとの前提で）必要最小限の講義を行い、修了考査により実務能力を確認することとする。
- また、講習終了後、3年毎に構造／設備設計一級建築士定期講習があることも考慮すれば、3～4日程度の講習で十分と考える。
- 一方で、必要とされる講義内容、修了考査内容、他の講習制度との比較等からみて、少なくとも、2～3日の講義と、1日の修了考査が必要と考えるがどうか。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①構造／設備関係規定に関する科目として、建築基準法等の法規、法適合性確認、
②構造／建築設備に関する科目として、設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- なお、設計実務や法適合性確認については、
 - ・ 構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととし、
 - ・ 設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を行うこととする。
- 講習時間の制約等から修了考査については一部で選択制を導入せざるを得ないとしても、講義については概ね全ての範囲に関し行う必要があると考える。

〔修了考査の方式〕

- 修了考査は6時間程度とし、設計能力と法適合性確認の能力について、択一方式、記述方式、図面作成等により判定する。
- 受講者が、構造／設備設計一級建築士として必要な知識、技能を修得したかを判定できるものとして、択一方式、記述方式、図面作成等とする。なお、この場合、記述式、図面作成は必須とす

ることでどうか（すなわち、択一方式のみで修了考査を行うことを不可とすることでどうか）。

- 修了考査の作成及び結果の判定は、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行う。

[講義及び修了考査の構成（時間割のイメージ）]

法律の規定	講義内容	修了考査
①構造／設備関係規定に関する科目	○構造／設備関係法規 ○法適合性確認	法適合性確認に関する修了考査
②構造／建築設備に関する科目	○構造／設備設計総論 ○構造／設備設計各論 （構造）RC造、鉄骨造、木造、SRC造 等 （設備）空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、輸送設備 等 ○耐震診断・耐震改修（構造一級建築士講習の場合）	構造／設備設計に関する修了考査

→ 例えば、以下のような修了考査の基準を作成し、修了考査の水準を担保することでどうか。

《法適合性確認に関する修了考査（設備設計一級建築士講習の場合）》

空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、輸送設備等の建築設備に関し、設備関係規定上不適切な部分を有する一定規模（階数3以上かつ延べ面積5,000㎡超）の建築物について、設計図面を提示し、不適切な部分を指摘させること等により、法適合性確認を適切に遂行できる能力の有無を判定する。

《設備設計に関する修了考査》

一定規模（階数3以上かつ延べ面積5,000㎡超）の建築物について、

- 建築設備に関する基礎的な計算、建築設備に関する基本的事項についての説明を行わせることにより、建築設備計画に関する理解度を確認する。
- 例えば、空調・換気設備について、計画条件を与えたうえで、機器能力等の容量計算、機器類の構成と配管系統を示す系統図の作成、空気調和設備の配置図の作成により、建築設備設計を適切に遂行できる能力の有無を判定する。

[実務経験審査の方法]

- 5年間(60ヶ月)の構造/設備設計の実務経験に関し、構造/設備設計を行った建築物ごとに、その内容(建築物の名称、構造、規模、担当業務、業務上の立場、設計等に携わった期間等)を提出する。
- APECアーキテクト・エンジニア、建築設備士試験の実務経験審査を参考に、過度な負担とならない範囲で、なるべく詳細に実務経験を提出してもらうこととする。
- 建築物ごとの実務経験について、第三者証明を要件とする。
- 第三者証明は、
 - ① 原則として管理建築士が行うこととし、
 - ② 本人が管理建築士である場合は原則として事務所内の他の建築士が行い、
 - ③ 個人事務所の場合や管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることでどうか。
- また、③のケースでは、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を(建築士として)証明することも検討すべきと考えるがどうか。

[修了考査に合格できなかった場合の措置]

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、合格できなかった修了考査に係る講義・修了考査を受けることとする。
- 構造/設備設計一級建築士として不足する知識、技能についてのみ、再度、講義・修了考査を受けることとする。

[構造/設備設計一級建築士の同等認定について]

- 構造/設備設計の実態や法律に位置付けられた類似の資格があることを踏まえ、実務経験や講習受講に関して、同等認定を行うこととする。
- 法律上の実務経験は「構造/設備設計」となっているが、設計実務の現状に鑑みて、工事監理については、実務経験にカウントする(同等と認定する)ことでどうか。
- また、これまで実際に構造/設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、例えば、建築士法施行までに行われた設計の補助業務については、実務経験にカウントする(同等と認定する)ことでどうか。(一方で、建築士法施行以降は設計・工事監理業務に限定することでどうか。)
- 法律に位置付けられた資格である、「構造計算適合性判定資格者」、「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習の法適合性確認(構造計算適合性判定資格者の場合)、設備設計一級建築士講習の設備設計(建築設備士の場合)に関連する講義・修了考

査を免除することでどうか。

[構造／設備設計一級建築士定期講習]

- 当初の講習内容を踏まえ、その後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うこととし、1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。
 - 受講者が、引き続き、構造／設備設計一級建築士として必要な知識、技能を維持しているかを判定できる程度のものとして、1日間の講習とすることでどうか。
- ①構造／設備関係規定に関する科目として、構造／設備関係規定の近年の改正内容、②構造／設備設計に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考査とする。
 - 受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうかを的確に把握できるものとして、択一方式又は○×方式とすることでどうか。

管理建築士講習について

〔講習時間〕

- 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
- 従来行っていた建築士法第22条に基づく管理建築士に対する指定講習（H17年度末廃止）が5年毎に1日間の講習であったこと、講義内容からみて、1日間の講習が妥当と考える。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①関係法令に関する科目として、建築士法等のうち建築士事務所業務に関連する事項、②建築物の品質管理に関する科目として、業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

〔修了考査の方式〕（論点は定期講習と同じ。）

- 1時間程度、40～50問程度の○×方式の修了考査とする。
- 修了考査の作成及び結果の判定は、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行う。
- 複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることとする。
- 定期講習と同様の考え方で修了考査を実施する。

〔実務経験審査の方法〕

- 3年間の実務経験内容は、建築士事務所における実務経験（建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務。すなわち、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理の業務）とし、その具体的内容を提出する。
- 建築士事務所における実務経験が妥当と考える。
- 実務経験の証明は、原則として管理建築士が行うこととし、管理建築士が死亡等でこれらの証明ができない場合は、建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることでどうか。

- なお、法施行時点で既に建築士事務所の管理建築士である場合の実務経験審査については、（当初３年間で１０万人以上の大量の建築士の受講が見込まれることもあり、）建築士事務所登録の際の資料等を活用するなど、簡易な審査方法を検討する。
- 具体的には、３年以上前の建築士事務所登録申請書（副本）の提出により、第三者証明を不要とすることでどうか。

〔修了考査に合格できなかった場合の措置〕

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。
- 修了考査に合格しないということは、受講者が講義の内容を十分に理解していないということであり、再度講義を受ける必要があると考えるがどうか。

実務経験要件についての論点整理

[検討に際しての論点（第1回小委員会で提示したもの）]

1. 設計・工事監理業務以外に、建築士に本来期待されている設計・工事監理に必要な能力を得ることができるものとして、どういった実務経験を認めるべきか。
2. 実務経験の確認の方法（第三者の証明等）はどうすべきか。

（第2回小委員会で提示したもの）

論点1：設計・工事監理業務以外に、建築士に本来期待されている設計・工事監理に必要な能力を得ることができるものとして、どういった実務経験を認めるべきか。

1) 基本的考え方について

- （建築士の独占業務である）「設計・工事監理に必要な知識・能力」を獲得できる実務経験とすべきと考えるがどうか。
- 具体的には、設計・工事監理に際し、構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、チェックできるだけの能力（すなわち、建築物全体を取りまとめ、設計・工事監理を行うだけの能力）を獲得できる実務経験とすべきと考えるがどうか。

2) 具体的な実務経験について

- 設計・工事監理以外の実務経験で、「構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、チェックできるだけの能力」を獲得できるような実務経験は何か。
→ 例えば、施工（施工管理、大工）、営業等の建築士のその他業務、建築行政、営繕行政、都市計画行政、研究・教育、大学院 等の実務経験について、それぞれどう考えるか。
- 「建築物全体を取りまとめる又は建築物全体との整合を確認するような業務」とするか、「部分的であれ、建築物と関わる業務」とするか。
- 「実際に建築される建築物」を対象とした実務経験とするか、「設計課題等」をも対象とした実務経験とするか。

[これまでの小委員会で出された主な意見]（①、②、③は委員会の開催回を示す。）

- ・ きちんとした試験が実施されることを前提に、受験資格の門戸はある程度広げてよいのではないか。（①）
- ・ 一つ一つの要件を厳格にしていくことも重要ではあるが、必要以上に細かく、厳格にする必要はなく、むしろ学歴要件・実務経験要件と学科試験・設計製図試験を一連のものとして捉え、最終

的に建築士の資質・能力を管理するという大局的な視点も必要である。(①)

- ・ 実務経験要件は、建築士の業務独占である「設計、工事監理」に必要な能力を得る実務に限定すべき。施工管理、積算、教育等の関連する業務だけの経験では、こういった能力は身に付かないことから、「設計、工事監理」に限定すべき。(②)
- ・ 実務経験要件を「設計、工事監理」に限定するのではなく、施工分野、生産分野における実務経験等にも広げて考えるべき(ただし、施工分野、生産分野に関しても、設計図書に関わる者等に限定する必要がある)。これまで、建築生産の分野で建築士が育成されなくなることは、建築の質の向上の観点からは問題。(②)
- ・ 大学院で実務教育・実務訓練について、実務経験として認めるべき。(②)
- ・ 大工の実務について、実務経験として認めるべき。(②)
- ・ 営繕行政、建築行政の実務について、実務経験として認めるべき。(②)

[今後の検討の方向性について]

- 設計・工事監理・建築確認以外の実務経験で、「構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、チェックできるだけの能力」を獲得できるような実務経験として、例えば、「建築物全体を取りまとめる又は建築物全体との整合を確認するような業務」を認めてはどうか。
- 「建築一式工事の施工管理」の業務やこれの延長線上の「大工工事の施工管理」については、少なくとも、実務経験として認められるのではないか。
- その一方で、少なくとも、いわゆる各種工事の施工管理は実務経験としては、排除すべきではないか。

(第2回小委員会で提示したもの)

論点2：実務経験の確認の方法(第三者の証明等)はどうすべきか。

- 原則は、管理建築士等の建築士が証明するものとし、やむを得ない場合は証明できない理由を提出する等でどうか。

[これまでの小委員会で出された主な意見](①、②、③は委員会の開催回を示す。)

- ・ 実務経験について、管理建築士が証明することが容易でないケースもあるので、どこかで実務経験を登録するなどの制度インフラについても、併せて検討すべきである。(①)
- ・ 実務経験の証明は自己申告ではなく、責任ある立場の関係者の証明が必要。(②)
- ・ 実務経験の証明について、管理建築士が行うというだけではなく、もう少し研究すべき。(③：講習の実務経験と関連しての発言)

「建築士試験の受験資格に係る授業科目に関する実態調査」について
(中間報告)

[調査概要]

○ 調査対象

建築士試験（一級、二級・木造）の受験資格が与えられている全ての教育課程（現存する課程に限る）。
合計 3,179 課程（下記 599 課程＋2,580 課程の合計。）

《一級建築士試験受験資格保有課程：合計 599 課程》

試験実務年数		2 年	3 年	4 年	計
学校					
1	大学	319	15		334
2	短期大学			4	4
3	高等専門学校			41	41
4	高等学校				0
5	防衛大学校	1			1
6	職業能力開発大学校	8		7	15
7	職業能力開発短期大学校			13	13
8	職業能力開発校等				0
9	職業訓練短期大学校			6	6
10	職業訓練校等			1	1
11	専修学校・各種学校	3	21	160	184
12	その他				0
	計	331	36	232	599

《二級・木造建築士試験受験資格保有課程：合計 2,580 課程》

試験実務年数		0 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
学校									
1	大学	145	115	226	4				490
2	短期大学	8	6	42	1				57
3	高等専門学校	4	7	58					69
4	高等学校		2	1	481	769			1,253
5	防衛大学校								
6	職業能力開発大学校	8		1					9
7	職業能力開発短期大学校	7	1	1					9
8	職業能力開発校等		1	10	34	5	3		53
9	職業訓練短期大学校	2							2
10	職業訓練校等	5	13	81	165	83	31		378
11	専修学校・各種学校	136	45	62	6	4	3		256
12	その他	3	1						4
	計	318	191	482	691	861	37		2,580

○ 調査実施方法

インターネットを利用した Web アンケート調査

○ 調査実施期間等

- ・ 調査協力要請文書の発送 : 平成19年8月7日(火)
- ・ アンケート回答期間 : 平成19年8月10日(金)～9月3日(月)
- ・ 集計・結果のとりまとめ : 平成19年9月4日(火)～9月20日(木) [中間集計]

○ アンケート回収状況 (中間集計分)

	配布数	中間集計数 (回収率)
一級建築士試験受験資格保有課程	599	161 (26.9%)
大学	334	69 (20.7%)
短期大学	4	2 (50.0%)
高等専門学校	41	10 (24.4%)
専修学校・各種学校	184	68 (37.0%)
その他	36	12 (33.3%)
二級・木造建築士試験受験資格保有課程(一級重複分を除く)	2,580	225 (8.7%)
大学	490	31 (6.3%)
短期大学	57	8 (14.0%)
高等専門学校	69	2 (2.9%)
高等学校	1,253	113 (9.0%)
専修学校・各種学校	256	29 (11.3%)
その他	455	42 (9.2%)
合計	3,179	386 (12.1%)

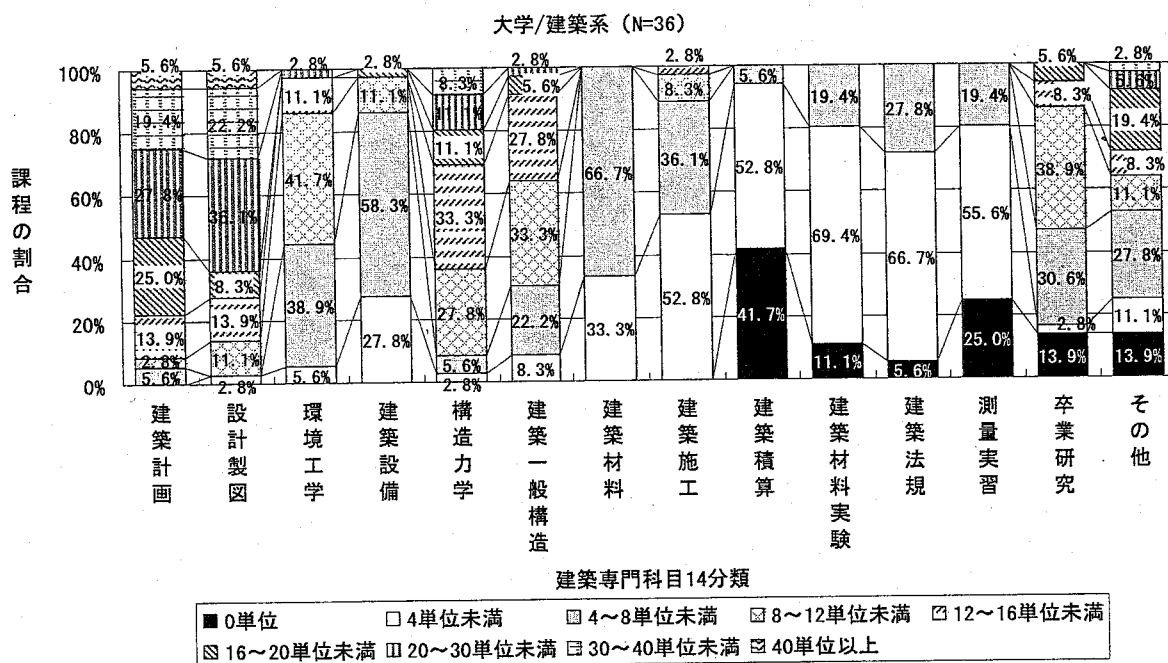
[中間集計の方法]

- 中間集計として、まず、一級建築士受験資格を保有する4年制大学(69課程)を中心に集計・分析を実施。

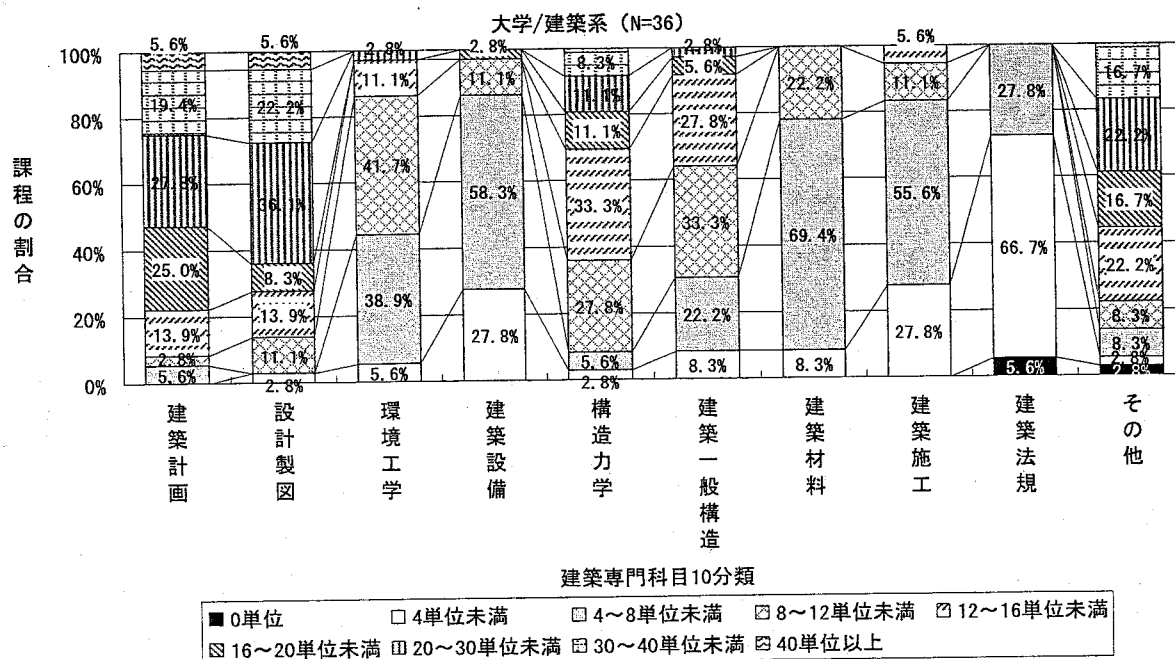
[調査結果の概要（中間集計）]

- 1) 建築系大学（36 課程）を対象に、「教育課程認定の運用細則」における授業科目の小分類（12 分類）に卒業設計・その他を追加した 14 分類についての実態調査結果は以下の通り。

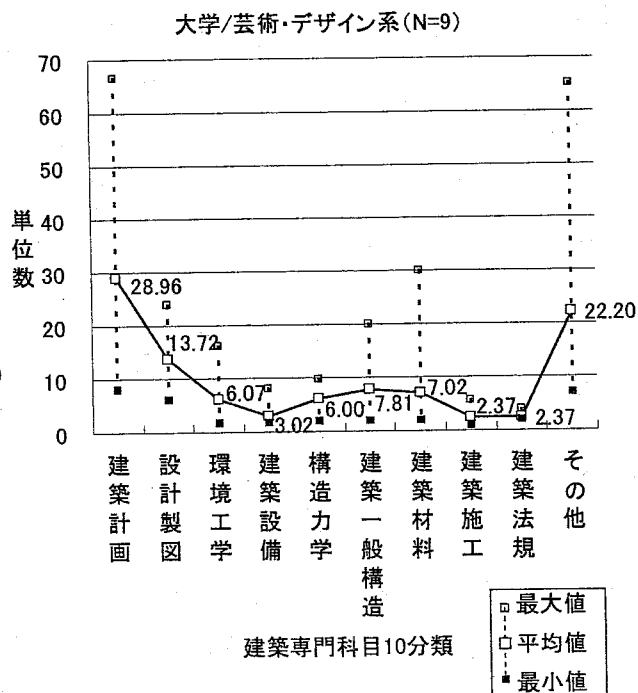
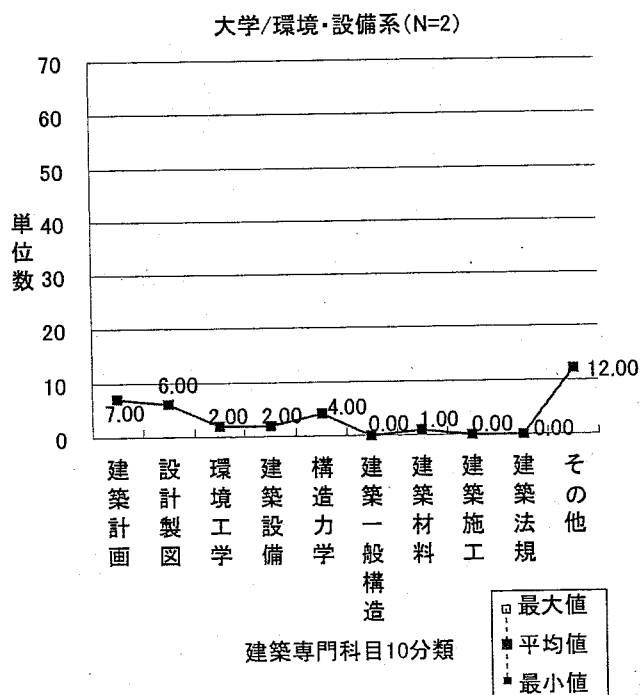
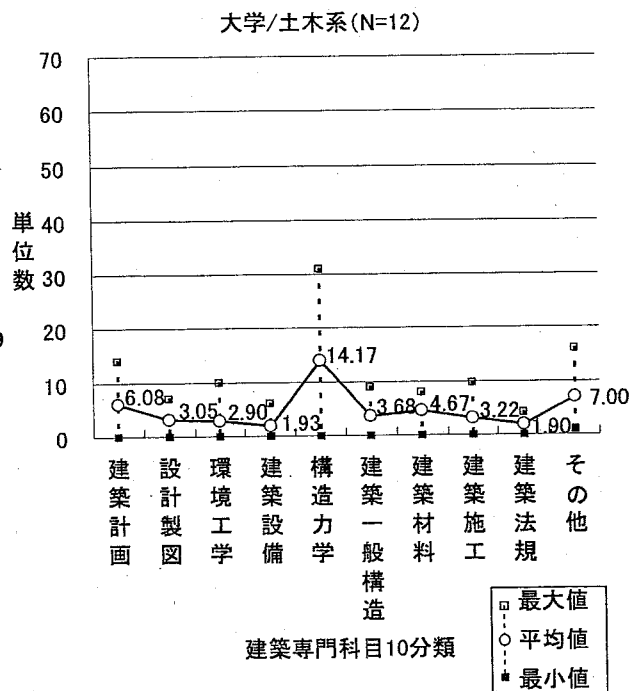
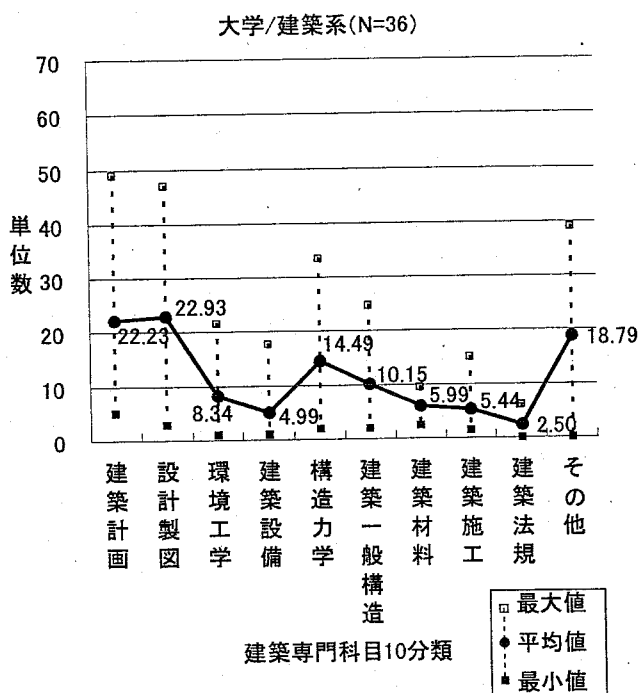
→ 「建築積算」、「建築材料実験」、「建築法規」、「測量実習」等において、0 単位の課程があった。



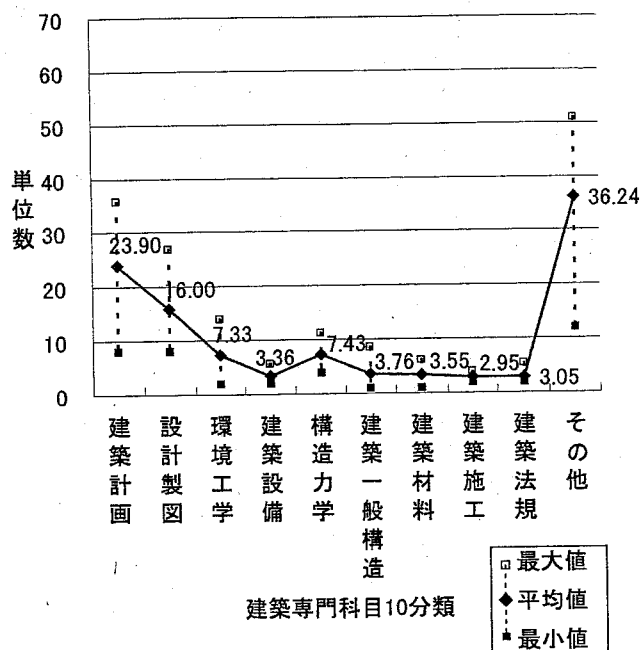
- 2) 建築積算を建築施工に、建築材料実験を建築材料に、測量実習・卒業研究をその他に整理し直した場合（合計 10 分類）の結果は以下の通り。



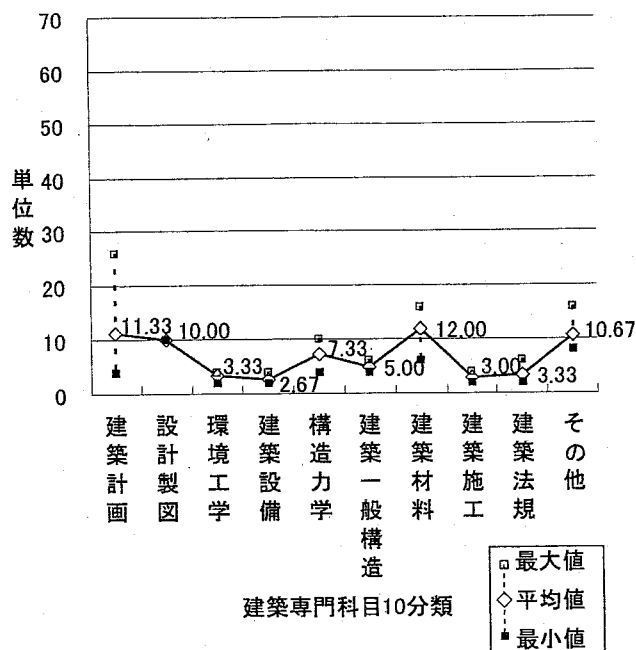
3) 土木系の学科等も含めた4年制の大学(69課程)について、上記と同じ10分類で整理した場合の結果は以下の通り。



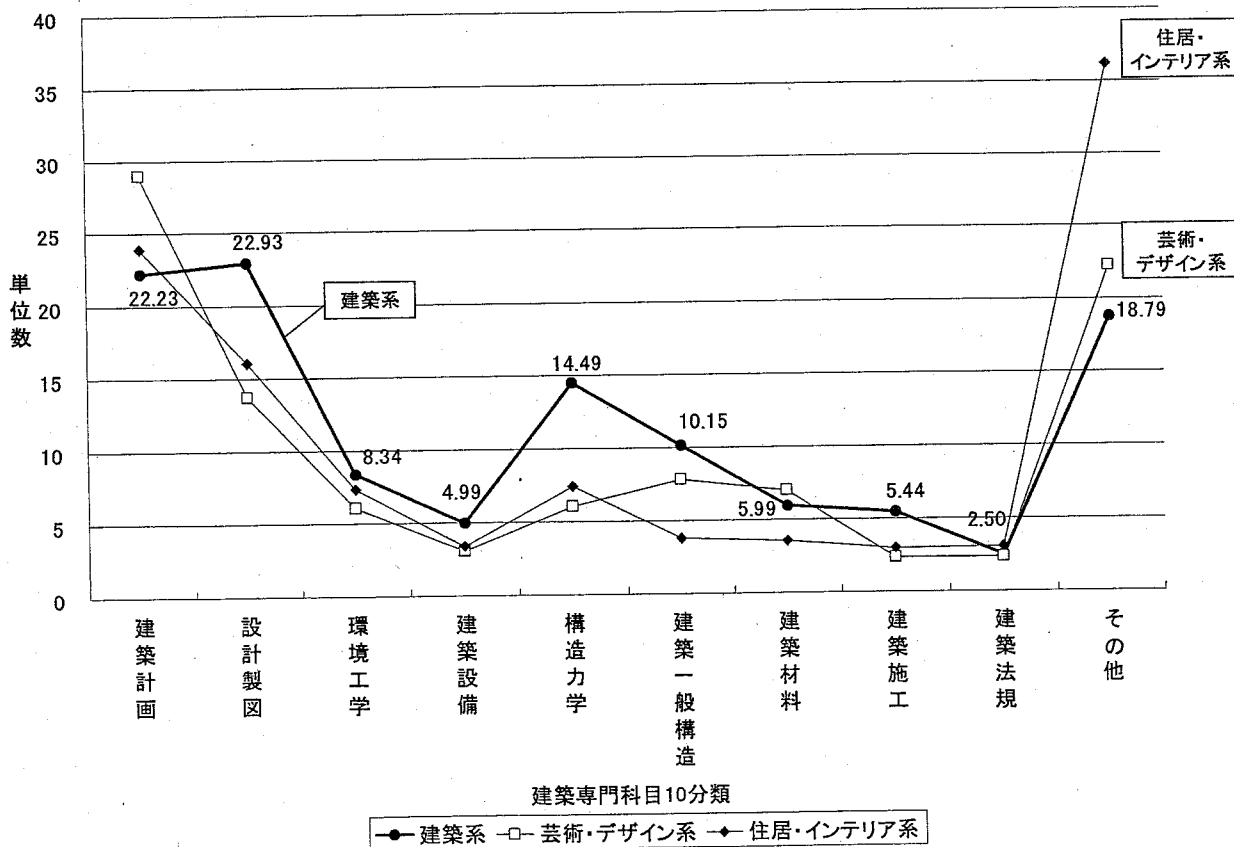
大学/住居・インテリア系(N=7)

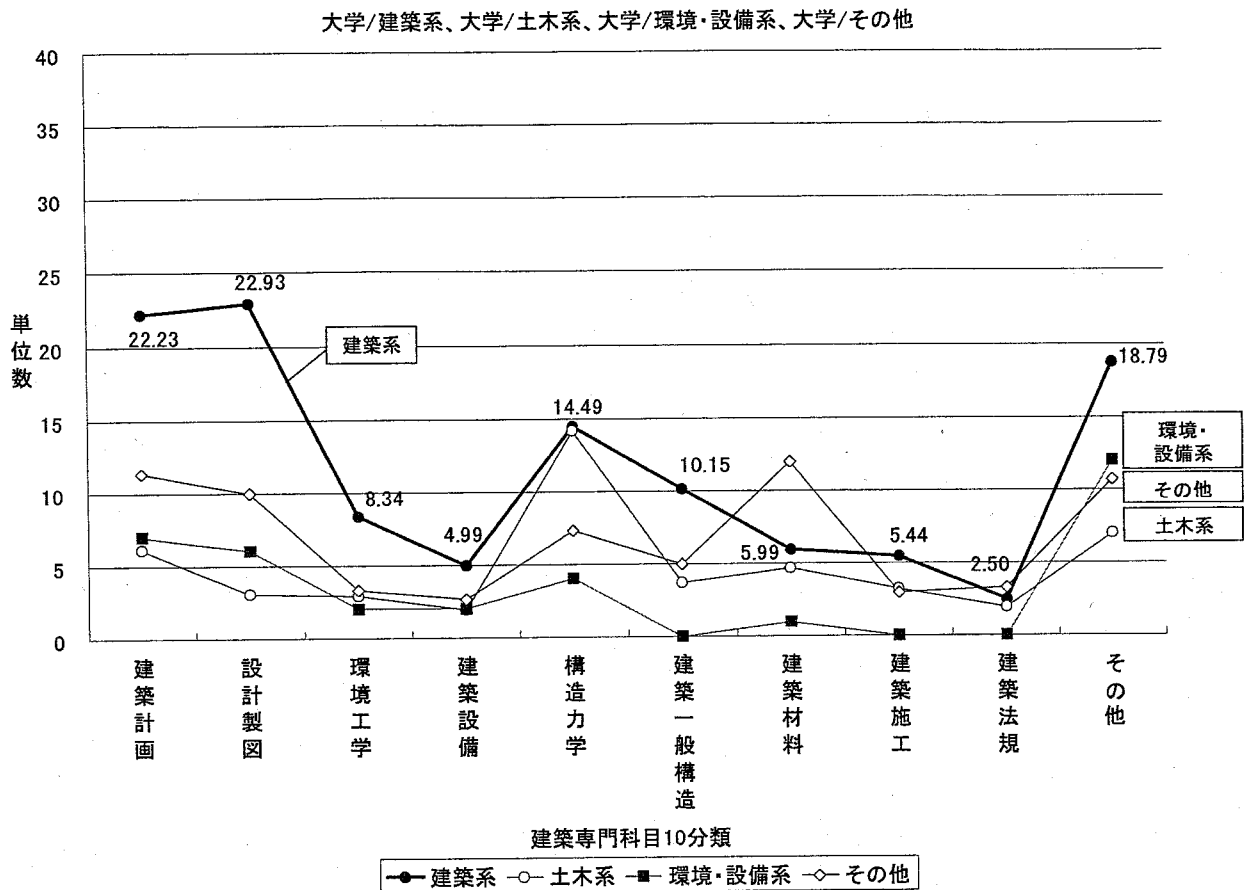


大学/その他(N=3)



大学/建築系、大学/芸術・デザイン系、大学/住居・インテリア系

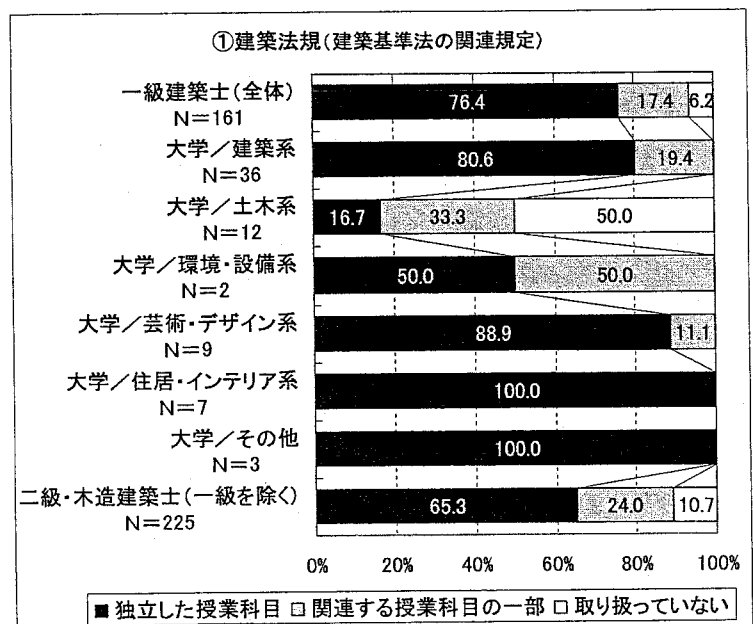




4) 建築法規、建築行政、職業倫理に関する授業の取り扱いの実態

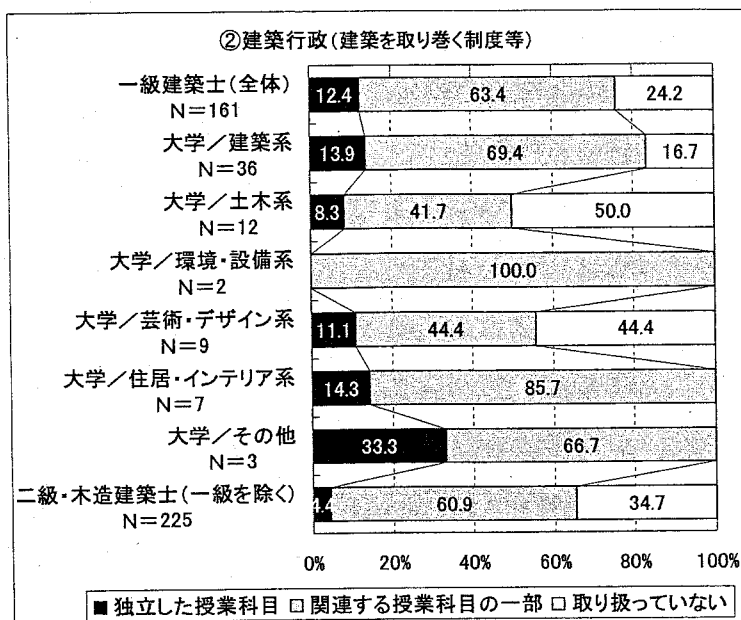
《建築法規》

- ・ 一級建築士受験資格保有課程では、大部分が「建築法規」を独立した授業科目としているが、大学/土木系では半数が取り扱っていない。
- ・ 二級・木造建築士受験資格保有課程では、2/3の課程が「建築法規」を独立した授業科目としている。



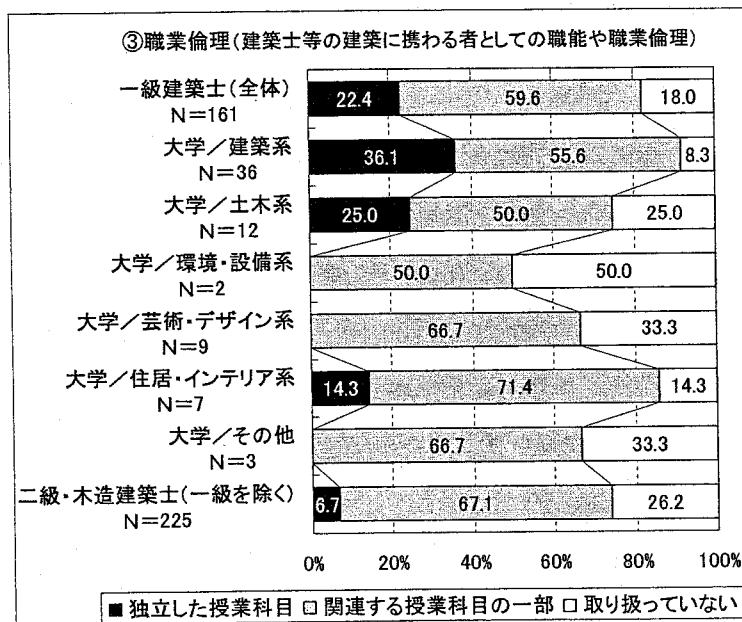
《建築行政》

- ・ 一級建築士受験資格保有課程では、多くの課程が「建築行政」を、関連する授業科目の一部として取り扱っているが、大学／土木系、芸術・デザイン系では取り扱っていない課程が4～5割に上る。
- ・ 二級・木造建築士受験資格保有課程では、「建築行政」を取り扱っていない課程が比較的多い。



《職業倫理》

- ・ 一級建築士受験資格保有課程では、多くの課程で「職業倫理」を、関連する授業科目の一部として取り扱っているが、大学／環境・設備系、芸術・デザイン系では取り扱っていない課程が多い。
- ・ 二級・木造建築士受験資格保有課程では、「職業倫理」を取り扱っていない課程の割合が比較的多く、独立した授業科目としている課程はほとんどない。



建築士制度小委員会委員名簿

小委員長	村 上 周 三	慶應義塾大学教授
	青 木 宏 之	(社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
	金 子 敏 夫	東京都都市整備局市街地建築部長
	木 原 碩 美	(社) 日本建築構造技術者協会会長
	久 保 哲 夫	東京大学大学院教授
	河 野 進	(社) 日本建築家協会元副会長
	笹 田 巳 由	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
	戸 田 晴 久	大阪府住宅まちづくり部長
	服 部 岑 生	(社) 日本建築学会 建築教育認定事業委員会委員長
	藤 本 昌 也	(社) 日本建築士会連合会副会長
	牧 村 功	(社) 建築設備技術者協会会長
	町 井 充	(社) 建築業協会生産委員会設計専門部会委員
	三 栖 邦 博	(社) 日本建築士事務所協会連合会会長
	野 城 智 也	東京大学教授

建築士制度小委員会のスケジュール

4月18日(水) 15:30~17:30

○ 第1回小委員会の開催

: 検討事項、検討スケジュールの確認、委員からの論点のプレゼンテーション 等

5月25日(金) 10:00~12:30

○ 第2回小委員会の開催(受験資格に関して集中的に討議)

: 基本的枠組みの整理、委員からの受験資格に関する論点のプレゼンテーション
等

6月

7月27日(金) 13:30~15:30

○ 第3回小委員会の開催(講習制度に関して集中的に討議)

: 基本的枠組みの整理、委員からの講習制度に関する論点のプレゼンテーション
等

8月

9月21日(金) 10:00~12:00

○ 第4回小委員会の開催(講習制度及び受験資格に関して集中的に討議)

: 講習制度に関する論点整理 等

10月

11月6日(火) 15:30~17:30

○ 第5回小委員会の開催(受験資格に関して集中的に討議)

: (未定)

12月6日(木) 10:00~12:00

○ 第6回小委員会の開催

: (最終とりまとめの予定)

社会資本整備審議会答申（抜粋）（講習関連部分）

4. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

（1）建築士制度の抜本的な見直し

① 建築士に求められる資質、能力の確保等

適切な設計及び工事監理の業務を遂行できるだけの建築士の資質、能力の確保等を図るため、次の対策を講じる必要がある。

イ. 既存建築士の資質、能力の向上

現在、建築士となっている者については、建築士法第22条第1項で「設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない」とされているものの、昨今発生している事案を踏まえると当該努力義務規定では不十分であり、国民の生命、財産を守るために、必要な能力が維持向上されるよう具体的な措置が講じられる必要がある。

このため、建築士事務所に所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付けることとし、講習及び受講効果を確認するための修了考査の実施により、資格取得後の新たな建築技術への対応や建築基準法令等の改正への対応等必要な能力の維持向上が図られるよう措置すべきである。

② 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ、構造設計及び設備設計の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・一定規模以上の建築物等については、構造設計又は設備設計について高度な知識及び技能を有する一級建築士（特定構造建築士（仮称）、特定設備建築士（仮称））による構造又は設備に関する設計図書の作成又は法適合性証明を義務付けること。
- ・上記措置が確実に実施されるよう、建築確認申請時に、特定構造建築士又は特定設備建築士が自ら設計図書を作成した場合にはそれぞれ特定構造建築士又は特定設備建築士である旨を証する書類を、それ以外の場合には法適合性を証明した図書を建築確認申請書に添付しなければならないこととする。
- ・特定構造建築士又は特定設備建築士は、それぞれ構造設計図書又は設備設計図書の作成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とする。

③ 建築士事務所の業務の適正化

建築設計の分業体制が常態化していることも踏まえつつ、業務の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・ 建築士事務所を管理する管理建築士について、一定の実務経験等の要件を付加するなど、その能力の向上を図ること。

社会資本整備審議会答申（抜粋）（受験資格部分）

4. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

（1）建築士制度の抜本的な見直し

① 建築士に求められる資質、能力の確保等

適切な設計及び工事監理の業務を遂行できるだけの建築士の資質、能力の確保等を図るため、次の対策を講じる必要がある。

ア. 新たに建築士になる者の資質、能力の確保

近年、構造計算や構造設計、設備設計の業務内容が高度化してきており、一級建築士については、こうした専門別の業務を理解して、指示し、チェックできるだけの能力が必要となってきた。また、構造及び設備の専門能力を有する一級建築士を育成し、そうした人材を確保することも必要となってきた。したがって、これからの一級建築士の資格付与は、こうした能力を獲得できる実務経験とその能力を確認するための試験によって厳格に判定することとすべきである。

現在、建築士試験の受験資格は、建築又は土木に関する正規の課程を卒業していること及び建築に関する一定期間以上の実務経験を有していることを基本的な要件としている。実務経験については幅広く認められており、大学院における研究期間等設計業務や工事監理業務の経験がない場合であっても受験資格が認められ、試験に合格すれば建築士として、設計業務等を行うことが可能となっている。

建築士の信頼を損なう事案の発生を踏まえ、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証した上で資格が付与されるよう、次のような措置を講ずべきである。

- ・ 受験資格である学歴要件については、受験希望者が、所定の学科を卒業しているかどうかではなく、建築士となるのに必要な知識等を修得可能な科目を履修しているか否かにより、判断すること。
- ・ 受験資格である実務経験については、原則として建築士の独占業務である設計及び工事監理の業務に関するものとし、建築士事務所の管理建築士等に証明させることとする。
- ・ これらの見直しの一貫として、専門能力を有する技術者の受験資格についても適切に見直しを行うこと。
- ・ さらに、構造及び設備等の専門分野の設計の重要性が増すなど高度化・専門分化する建築設計に対応するため、試験内容についても適切に見直しを行うこと。

一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準(平成 15 年 4 月改訂)

審査においては以下の基本的な要件を満たすことを総合的に確認することとし、教育課程のカリキュラム、授業時間数、専任教員に係る詳細は別紙の運用細則に基づいて認定する。

- ①当該課程の授業科目に対応した適切な授業内容、授業時間数、専任教員等を有し、それらが継続的に維持されること。
- ②建築士法施行規則第 11 条第 3 項に掲げる必要な知識を習得するための科目を網羅しており、教育課程の教育上の目的に応じて体系的に編成されていること。
建築計画、環境工学、建築設備（設備機器の概要を含む。）、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築施工、建築積算、建築法規 等
- ③構造力学、設計製図、建築材料実験（又は測量実習）を必修科目としており、それらに対応する専用の製図室及び材料実験装置等を有すること。
- ④専任教員の専門分野に偏りが無いこと。（建築計画、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築材料実験又は測量実習、設計演習のそれぞれを担当する専任教員を適切に設置すること。）

教育課程認定の運用細則

1. 入学資格（専修学校の場合）

学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者

2. 卒業要件となる専門科目の単位数

大学：65単位以上

専修学校：60単位以上

※専修学校で単位制を取っていない課程は、1単位＝25実時間として換算すること。

3. 講師以上（教授、助教授、専任講師等）で申請課程所属の専任教員

・専任教員の数

5名以上（ただし、十分に余裕を持った数とすること。また、一級建築士を含むことが望ましい。）

・専任教員1人当たりの学生数

30人以下が望ましい。

4. 専任教員の資格

給与月額が14万円以上であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した後、教育等に関して5年以上の実務の経験を有する者

二 高等学校及び専門学校（旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校をいう。）を卒業した後、教育等に関して10年以上の実務の経験を有する者

三 一級建築士であり、かつ教育等に関して5年以上の実務の経験を有する者

5. 授業科目

〔別表〕に示す授業科目を標準とし、〔参考〕に示す受験資格に係る教育課程のカリキュラム構成の現状等を踏まえ、教育課程の教育上の目的に応じて総合的に判断する。

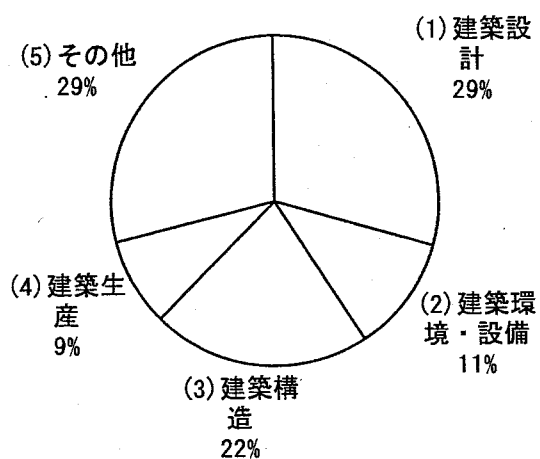
〔別表〕 授業科目

大分類	小分類	標準的な授業内容
建築設計 ・計画	建築計画	単体建物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの (例：建築計画、住宅計画、都市計画 等)
	設計製図	建築物及び工作物等を製作したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等 ※戸建住宅、集合住宅（中・高層以上）、非木造の特殊建築物（事務所、図書館、劇場等）の設計製図は必修とすること。 (上記必修以外の例：複合建築物の設計製図 等)
建築環境 ・設備	環境工学	建築等の環境において人体の健康に及ぼす影響を考察するもの (例：音環境、光環境、熱環境、空気環境 等)
	建築設備	建築等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの (例：空調設備、換気設備、給排水設備、電気設備 等)
建築構造	構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論 ※材料力学、静定構造の弾性解析、不静定構造の弾性解析は必修とすること。 (上記必修以外の例：骨組の弾性解析、振動学 等)
	建築一般構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの (例：木質構造、鉄筋コンクリート構造、鋼構造、鉄骨鉄筋コンクリート構造 等)
建築生産	建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの (例：木材、コンクリート、鉄筋コンクリート、鉄骨の性質 等)
	建築施工	建築又は建設の工事の実施に関するもの (例：建築施工 等)
	建築積算	建築等の工事において設計図書などから工事費等を予測する作業に関するもの (例：建築積算 等)
	建築材料実験	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材の特性等を理解するために行う実験等 ※材料系実験、構造系実験、環境工学系実験等のいずれかを必修とすること。
その他	建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法律及び命令に関するもの (例：建築基準法、建築基準関係規定 等)
	測量実習	土地及びそれに付随するものの形や大きさの計測に関する実習等 (例：測量実習 等)
	その他	その他 (例：日本建築史、世界建築史 等)

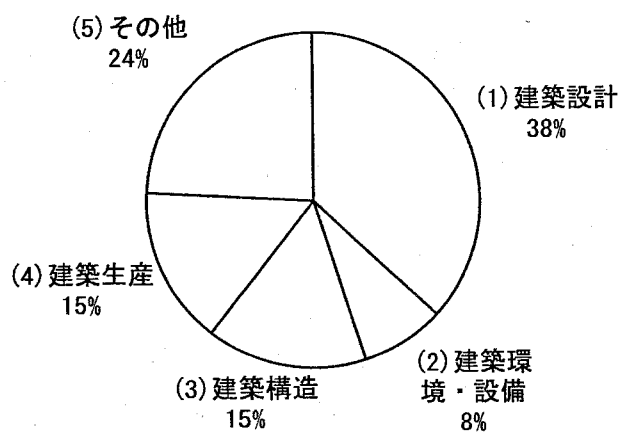
〔参考〕 大学（建築）及び専修学校（２年制）におけるカリキュラム構成比率の現状
〔平成 14 年度アンケート調査より〕

1. 提供単位数（必修を含む。）

①大学（建築）

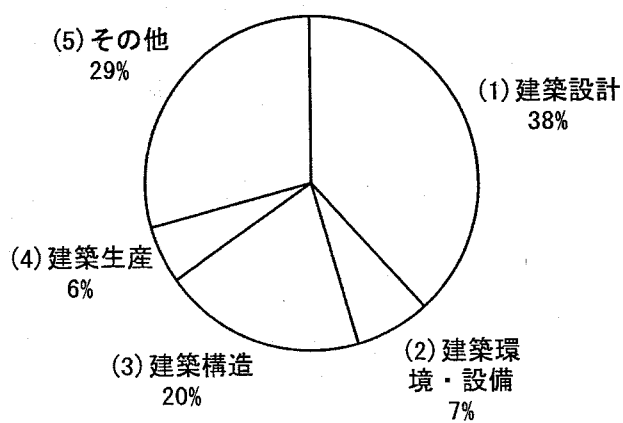


②専修学校（２年制）

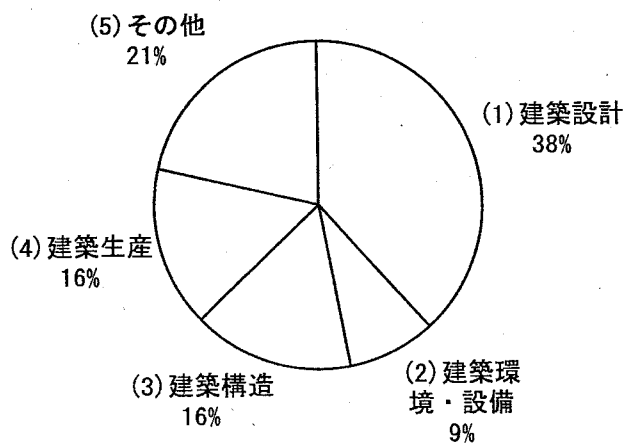


2. 必修単位数

①大学（建築）



②専修学校（２年制）



建築に関する実務の経験について

一級建築士試験における「建築に関する実務の経験」については、以下の実務について認められている。

(1) 「建築に関する実務の経験」として認められるもの

- ・設計事務所、建設会社等での建築物の設計・工事監理・施工管理
- ・官公庁での建築行政、営繕
- ・大学・研究所・工業高校等での建築に関する研究、教育
- ・建築(工)学関係大学院での建築に関する研究（課程修了者、具体的な研究テーマの明示が必要です。）

(2) 一部が「建築に関する実務の経験」として認められるもの

建築工事を一部含む土木工事等（純粋に建築に関するものの比率を乗じて計算します。）一定期間建築以外の業務を含んでいる場合（建築以外の業務の期間を除いた期間の明示が必要です。）

(3) 「建築に関する実務の経験」として認められないもの

単なる建築労務者としての業務（土工、設計事務所で写図のみに従事していた場合等）

(注) 建築に関する実務の経験は、建築に関する知識及び技能の養成に有効と認められるものとし、建築に関する業務であっても、建築物全体との関連が少なく建築に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、建築に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等は含まないものとします。